

## (仮称) 加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例の 制定に向けた考え方

### 1. 条例制定の背景にあること

#### (1) 手話が言語であること

「障害者の権利に関する条約」(2006年国連採択)を受けて改正された「障害者基本法」(第3条)において、手話が言語であると定義され、全国のすべての自治体において、「手話言語法の制定」の請願が採択されるとともに、「手話言語条例」の制定の動きが活発化しています。

本市においても、市議会において手話言語法の制定に関する請願が採択されるとともに、加古川市障害者施策推進協議会における第4期障害福祉計画の策定の審議の中で、手話が言語であること及び障がい者のコミュニケーションを促進するための条例の制定の提案がなされ、障害福祉計画に条例制定について記載しているところです。

#### (2) 障がい者のコミュニケーションのための手段を確保すること

「障害者基本法」(第3条)には、すべての障がい者の意思の疎通のための手段の選択の機会の確保と拡大が図られなければならないと規定しています。手話が言語であることだけでなく、広く障がい者のコミュニケーション促進のための内容を盛り込んだものとするのが望ましいと考えます。

### 2. 条例制定の趣旨と位置づけ

障害者基本法第1条では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現が規定され、同法第3条には、前記したように、すべての障がい者の意思の疎通のための手段の選択の機会の確保と拡大が図られなければならないと規定されています。

共生社会を実現するためには、障害の有無に関係なく、互いをより理解し合うことが重要であり、相互理解を深めるためには、手話を含む言語やその他の手段によって、相互のコミュニケーションが円滑に行われる必要があります。

障がい者にとって、コミュニケーションのための手段は、手話を含む言語のほか、

文字の表示、点字、音声、触覚などによるものがあります。それらの手段は、自分自身の意思を表明し、他者との相互理解を深めるのみならず、ひとりひとりが持つ才能を発揮するには欠かせないものです。さらに、近年多発している震災等の災害時には、生命を守るためになくしてはならないものです。

そのようなコミュニケーションのための手段の中でも、特に、手話は、日本語とは別の言語体系を持つ言語であるにもかかわらず、言語として認められず、手話による教育が事実上禁止されてきた歴史があり、手話を言語として生活しているろう者は、社会生活でさまざまな不便や苦勞を余儀なくされてきました。現在においてもなお、正式に教育現場で手話を学ぶ機会が確保されているわけではありません。しかしながら、障害者基本法において、手話が言語であることが明確に定められたように、手話はろう者にとって自分らしく生きていくうえで必要な言語であり、かつ、コミュニケーションの手段であることを、しっかりと認識する必要があります。

したがって、本市においても手話が言語であることを明確に位置づけ、手話を普及させる条例を定めることにより、すべての市民が、手話が言語であることを認識し、ろう者とのコミュニケーションの手段である手話を使うことで、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会が実現できるものと考えます。

加えて、手話以外の文字の表示、点字、音声、触覚など、障害特性や障がい者の多様なニーズに応じたコミュニケーション手段についても、それらの選択と利用の機会が十分に確保されなければなりません。そのためには、障がい者のコミュニケーションを支援する者の充実が欠かせず、手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、朗読ボランティアなどの支援者の確保と育成、活動の充実のための施策が求められるところです。

この度、検討する条例は、障害者差別解消法に規定されている「合理的配慮の提供」におけるコミュニケーション支援の分野の総合的な指針として位置づけるもので、以上の考え方に基づき、手話が言語であることを含め、障がい者のコミュニケーション手段を促進するための諸施策についての考え方を整理し目指すべき方向を定めるものです。